

電気通信大学動物実験等規程

平成23年12月19日

改正

平成26年 2月26日

平成30年 3月30日

平成31年 3月28日

令和 2年 3月18日

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
 - 第2章 組織及び任務（第6条－第8条）
 - 第3章 動物実験計画の立案及び承認等（第9条・第10条）
 - 第4章 動物実験等の実施（第11条・第12条）
 - 第5章 施設等（第13条－第18条）
 - 第6章 実験動物の飼養及び保管（第19条－第26条）
 - 第7章 安全管理（第27条－第28条）
 - 第8章 実験計画の終了等（第29条）
 - 第9章 教育訓練（第30条）
 - 第10章 記録及び保管（第31条）
 - 第11章 自己点検・評価及び検証（第32条）
 - 第12章 情報公開（第33条）
 - 第13章 補則（第34条－第36条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）、及び研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。）に基づき、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえて、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）において動物実験等を計画し、実施する際に遵守すべき事項を定め、もって科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験等の適正な実施を図ることを目的とする。

（他の法令との関係）

第2条 動物実験等については、この規程に定めるもののほか、法、飼養保管基準、基本

指針、内閣府告示の「動物の処分方法に関する指針」、その他の法令等の定めによるものとする。

(基本原則)

第3条 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の3R（Replacement、Reduction、Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

(定義)

第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう。
- (3) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管し、又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (4) 実験室 実験動物に実験操作（48時間以内の一時的保管を含む。）を行う動物実験室をいう。
- (5) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者（部局等の長。ただし、第13条第1項に定める飼養保管施設にあっては学長が指名した者）をいう。
- (10) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

(適用範囲)

第5条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。

2 哺乳類、鳥類、爬虫類以外の動物を利用に供する場合についても、この規程の目的とするところに沿って動物実験等を行うよう努めるものとする。

- 3 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合には、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認するものとする。

第2章 組織及び任務

(学長の責務)

第6条 学長は、本学における動物実験等に関する業務を統括する。

(委員会の設置)

第7条 本学に、電気通信大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に定める事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が指針等及び本規程に適合していることの審査に関すること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価に関すること。
- (6) その他、動物実験等の適正な実施に係る必要な事項に関すること。

3 委員会は、必要に応じて、動物実験責任者に報告を求めることができる。

(委員会の組織及び運営)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織し、学長が任命する。

- (1) 動物実験等を担当する理事
 - (2) 動物実験等に関して優れた識見を有する者
 - (3) 実験動物に関して優れた識見を有する者
 - (4) 保健管理センター長
 - (5) その他学長が必要と認めた者
- 2 前項第2号及び第3号の委員には、本学役員又は職員以外の者を含むことができるものとする。
- 3 第1項第2号、第3号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 6 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 7 委員会の議決は、原則として全会一致で決するものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、出席委員の過半数をもって決することができる。
- 8 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。
- 9 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査には参画しないものとする。
- 10 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- 11 委員会の事務は、学術国際部研究推進課において処理する。

第3章 動物実験計画の立案及び承認等

(動物実験計画の立案)

第9条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案するものとする。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
- (2) 代替法を考慮しての実験動物の適切な利用
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮した利用
- (4) 苦痛の軽減による動物実験等の適切な実施
- (5) 苦痛度の高い動物実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定の検討

(動物実験計画の申請・承認)

第10条 動物実験を実施しようとする動物実験責任者は、実験計画ごとに動物実験承認申請書に動物実験計画書を添えて、管理者を経て学長に申請するものとする。実験計画を変更又は追加しようとする場合は、動物実験計画（変更・追加）承認申請書により申請するものとする。ただし、その変更が次の各号に該当する場合は、動物実験計画変更届を学長に届け出るものとする。

- (1) 動物実験責任者の変更
 - (2) 動物実験実施者の変更
- 2 学長は、前項の承認申請書が提出されたときは、委員会に審査を諮問する。
 - 3 委員会は、動物実験計画の指針等及びこの規程に対する適合性について審査し、その結果を学長に答申する。
 - 4 学長は、前項の答申に基づき、速やかに実験計画の承認等の決定を行い、審査結果通知書により動物実験責任者に通知する。
 - 5 実験計画の変更の勧告を受けた場合は、動物実験責任者は実験計画書を変更の上、再度、動物実験承認申請書を学長に提出し、承認を得なければならない。この場合、学長は、必要に応じて、委員会の意見を徴するものとする。
 - 6 動物実験責任者は、第4項の通知に不服があるときは、学長に異議を申し立てることができる。
 - 7 前項の異議申立てがあったときには、学長は、委員会の意見を徴した上で、最終決定を行う。この場合、動物実験責任者は、この決定に従わなければならない。

第4章 動物実験等の実施

(実験の開始)

第11条 動物実験責任者は、承認の通知を受けた後でなければ、実験を行うことができない。

(実験等の実施)

第12条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に即するとともに、特に次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - イ 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮
 - ウ 適切な術後管理
 - エ 適切な安楽死の選択
- (3) 物理的若しくは化学的に危険な材料、病原体又は遺伝子組換え動物等を用いる実験については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。
- (4) 物理的若しくは化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等については、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
- (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

第5章 施設等

（飼養保管施設の設置）

第13条 実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等は、大学が定めた飼養保管施設でなければ行うことができない。

- 2 前項以外に飼養保管施設を設置（変更を含む。）する場合は、管理者が飼養保管施設設置承認申請書を学長に提出し、承認を得るものとする。
- 3 学長は、前項により申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認又は不承認を決定するものとする。

（飼養保管施設の要件）

第14条 飼養保管施設は、以下の要件を満たしていなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

（実験室の設置）

第15条 飼養保管施設以外に実験室を設置し、当該実験室で動物実験等（48時間以内の一時的保管を含む。）を行う場合は、学長の承認を得た後でなければ行うことができない。

- 2 飼養保管施設以外に実験室を設置（変更を含む。）する場合は、管理者が実験室設置承認申請書を提出し、学長の承認を得るものとする。
- 3 学長は、前項により申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認又は不承認を決定するものとする。

（実験室の要件）

第16条 実験室は、以下の要件を満たしていなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
 - (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
 - (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (施設等の維持管理・改善)

第17条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第18条 施設等を廃止する場合は、管理者が施設等廃止届により学長に届け出るものとする。

- 2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めるものとする。

第6章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアルの作成と周知)

第19条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知するものとする。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第20条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めるものとする。

(実験動物の導入)

第21条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入するものとする。

- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行うものとする。
- 3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じるものとする。

(給餌・給水)

第22条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うものとする。

(実験動物の健康管理)

第23条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うとともに、傷害や疾病にかかった場合は、実験動物に適切な治療等を行うものとする。

(異種又は複数動物の飼育)

第24条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うものとする。

(譲渡等の際の情報提供)

第25条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を譲渡先に提供するものとする

(輸送)

第26条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めるものとする。

第7章 安全管理

(危害防止)

第27条 管理者は、安全管理上、次の各号に掲げる危害防止措置を講じるものとする。

- (1) 逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めること。
- (2) 人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡するとともに、捕獲等の措置を講じること。
- (3) 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じること。
- (4) 毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めること。
- (5) 実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じること。

(緊急時の対応)

第28条 管理者等は、地震、火災等の緊急事態が発生した場合には、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めるものとする。

2 動物実験責任者は、緊急時に発生した事故の状況及び講じた措置に関する報告書を作成し、管理者を経て、学長に報告するものとする。

第8章 実験計画の終了等

(報告書の提出)

第29条 動物実験責任者は、年度ごとに動物実験等実施状況報告書により、動物実験等の実施状況及び飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告しなければならない。

2 動物実験責任者は、動物実験計画が終了し、又はこれを中止したときは、動物実験(終了・中止)報告書及び動物実験結果報告書により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。

3 学長は、前項の履行結果の適正性について、委員会に検証を諮問するものとする。

4 学長は、委員会からの検証結果を受けて、必要に応じ適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずるものとする。

第9章 教育訓練

(教育訓練)

第30条 学長は、実験開始前に、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対し、法令等及びこの規程を熟知させるとともに、次の各号に掲げる教育訓練を行わなければならない。

ならない。

- (1) 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - (2) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
 - (3) 安全確保、安全管理に関する事項
 - (4) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 前項の教育訓練を実施したときは、その実施日、教育内容、講師及び受講者名を記録し、保存するものとする。

第10章 記録及び保管

(記録の保存及び報告)

第31条 管理者等は、次に各号に掲げる事項を確実に記録し、保存しなければならない。

- (1) 実験動物の入手数及び入手先
 - (2) 実験動物の飼養及び保管状況
 - (3) 実験動物の病歴
 - (4) 実験動物の事後処置
 - (5) 事故等が発生した場合の経過及び措置
- 2 管理者等は、前項の記録を5年間保存するものとする。
- 3 学長は、実験計画書及び第29条の報告書並びに事故等発生時に関する報告書を5年間保存するものとする。

第11章 自己点検・評価及び検証

(自己点検・評価及び検証)

第32条 学長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、委員会に対し、動物実験等の基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせるものとする。

- 2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告するものとする。
- 3 学長は、自己点検・評価の結果について、本学以外の者による検証の実施に努めるものとする。

第12章 情報公開

(情報公開)

第33条 本学における、動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果等の動物実験等に関する情報を毎年1回程度公表するものとする。

第13章 補則

(様式)

第34条 第10条の動物実験承認申請書、動物実験計画書、動物実験計画(変更・追加)承認申請書、動物実験計画変更届及び審査結果通知書、第13条の飼養保管施設設置承認申請書、第15条の実験室設置承認申請書、第18条の施設等廃止届、第29条の動物実験等実施状況報告書、動物実験(終了・中止)報告書及び動物実験結果報告書の各

記載内容及び様式は、委員会の議を経て、学長が別に定める。

(規程の改廃)

第35条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第36条 この規程に定めるもののほか、動物実験等の適切な実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年12月19日から施行する。
- 2 この規程の施行後、第8条第1項第2号、第3号及び第5号の規定により最初に任命された委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。
- 3 電気通信大学動物実験指針(平成15年9月17日施行)は、廃止する。
- 4 この規程施行前の電気通信大学動物実験指針に基づく動物実験等の承認は、この規程によりなされた承認とみなす。
- 5 この規程施行前から引き続き使用する施設等にあつては、この規程の施行後30日以内に、第13条第2項(第15条第2項に該当する場合を含む。)に基づき学長に申請しなければならない。
- 6 前項の申請を行った施設等については、第13条第3項(第15条第3項に該当する場合を含む。)の規定による承認又は不承認が決定されるまでの間、従前どおり使用することができるものとする。

附 則

この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。